

中華民国（台湾）における電子化政府の推進と 法規電子化の現状と展望

陳 泉賜

目 次

- 一 中華民国における電子化政府の推進の経緯
- 二 欧米主要諸国における電子化政府の推進状況
- 三 台湾における電子化政府の主な内容
- 四 電子法規下位計画の内容の簡単な説明
- 五 配合の法規と運営維持監査制度
- 六 全国法規データベースの位置付けと特色
- 七 全国法規データベース入口ネットステーションの普及促進
- 八 将来の展望と挑戦

一 中華民国における電子化政府の推進の経緯

欧、米、日等の主要各国は、その国際的な競争力を高めるために、相次ぎ「全国情報通信基本建設」(NII)を推進するとともに、積極的に「電子化」政府を構築しているところである。このような趨勢に対応するために、台湾における中華民国（以下「台湾」という。）の行政院は、第2048回行政院会議において「電子化・ネット化政府」の政策を採決したとともに、台湾の電子化・ネット化政府の作業に取り組んできている。1997年11月20日に、台86経字第44872号通達をもって正式に「電子化・ネット化政府中期推進計画」を公表した¹。

同計画は、1998年から2000年まですでに3年間推進されてきた。今年、関連の基礎に基づき台湾政府は、過去の実施成果と欠点を検討した上で、引き続き第二段階の電子化政府計画を推進し情報の応用を発展し電子化政府の理念を着実にしようとしているところである。

二 欧米主要諸国における電子化政府の推進状況

欧米・日本等の主要諸国において、電子化政府の構築は、すでに数年間を経ている。電子化政府に関する各国間の認識の相違もさほどないようである。

1. EU の e-Europe 計画は、2000 年年末までに政府の法律、行政、人文、環境、即時交通などの情報のインターネット化を加盟諸国に求めている。
2. イギリスは次の項目を含む電子化政府の目標を策定した。
 - (1) 2001 年に政府の経常仕入れの 90% の電子化を実行すること。
 - (2) 2002 年に政府のサービスの 25% を電子化にしなければならないこと。
 - (3) 2005 年に 100% の電子化政府目標に到達すること。
3. ポルトガルの電子化政府は、証明書やライセンスの申請、オンライン納税、家屋の売買などの際に、国民が随時に利用できるように INFOCID 公共情報ステーションの構築を推進してきた。
4. シンガポールの電子化政府は、すでに身分識別 IC カードを採用しているとともに 2002 年 3 月 19 日に 1,000 余項目の政府サービスをインターネット化させることを計画している。

E-Citizen Center は、すでに出生や死亡の登録のサービスを提供している。日本の電子化政府は、2001 年までに政府の認証システム、政府調達電子化及び単一の政府サービス・ネット・ステーションを構築しようとしている。

三 台湾における電子化政府の主な内容

第一段階

根拠：1997 年 11 月に公布された電子化・ネット化政府の中期計画

期間：1997 年から 2000 年まで

経費：14.3 億新台幣元（約 US \$ 42M）

目標：(1) 電子化・ネット化政府の基礎ネットの構築

(2) 政府情報の整合、情報流通システムを健全化させ、サービスの拠点を伸ばし、一箇所

の受付・全コースのサービスを提供すること。

(3)信頼可能な情報と通信の安全環境を健全化させること。

計画内容

1. **政府インターネットサービス・ネット計画**（基幹ネット下位計画と基礎サービス下位計画を含む。）

積極的に電子化・ネット化政府の政策を推進するために、政府は、まずインターネットを基礎とする全域基幹ネットを構築するとともに、この基幹ネットの上に電子郵送、電子目録、電子新聞等の基礎サービスを設置し、政府機関全体のネット内ネットを形成させなければならない。これをもって、各行政機関における国民・住民へのサービス、行政作業および専門的応用などの情報システムの共通基盤として、全面的に行政の効率と国家の競争力を向上させる。

2. 各村に電子計算機、各里にネット化下位計画

国民に便利な政府の情報サービスを村落に普及させ、科学技術を活用する現代化生活を基層的なレベルまで持ち込むために、電子化政府計画は、各村・里のネットを構築し電子計算機設備を整備する。これを通じて、もっとも直接に、有効に、経済的な方法で、国民の日常生活に便利な場所で迅速で便利な政府情報とサービスを提供する。

3. 各係に通信箱・情報瞬間流通下位計画

普遍的に各行政機関の各基礎部局に電子通信箱を設置するとともにその全面的応用を推進する。さらに政府機関全体の電子通信サービス管理システムを樹立し目録検索サービスを提供する。政府機関間および政府・社会各部門間の電子化通信ルートを設定し公務情報の伝達のスピードを速め、公務処理の効率を促進し政府の効能を向上させる。（同計画はすでに電子公文書計画と合併）

4. インターネットを応用する行政サービス下位計画

インターネットの便利性・迅速性をいかし各政府機関の業務での応用を普及させ、単一窓口の公開的相談サービスを提供する。これは、「電子公文書」、「電子調達」、「電子法規」、「電子人事」、「電子計画管理」および「電子化政府の出版品管理」等の計画を含める。本日、紹介する法規電子化業務もその一環である。

5. 国民に便利なインターネット応用サービス下位計画

国民に対するサービスの質を高めるとともに政府の効能を促進するために、インターネットを通じて、事案処理や相談等の国民に便利なサービスを提供する。これは、「電子税務」、「電子就職」、「電子道路監視」、「電子公共安全」、「電子工業商業」、「電子保健」および「電子公用事業サービス」等の計画を含む。

6. インターネット電子認証下位計画

インターネットを通じた安全な情報処理、通信および取引サービスを提供し、「電子化・ネット化政府」の応用の普及を促進するために、全国公共キーで構築された基本枠組み（PKI）を発展の根拠として、電子化政府機関の「共用性 CA」を形成し、政府機関の専門業務応用領域における共用性サービスの運用を発展させる。

7. インターネット情報安全監査下位計画

信頼可能な「電子化・ネット化政府」の環境を確立するためには、まず政府の情報処理の完全性、利用可能性、秘匿性を確保しなければならない。この目標を達成するために、厳格で慎重な情報安全管理と監査制度を設立するとともに監査作業の執行を着実にしてはじめて国民と政府の権利利益を確保することができる。

8. インターネット連結電子ゲート下位計画

政府各部門間の電子資料の流通を促進し国民に便利なサービスの便益を強めるために、本下位計画は、各行政部門の情報システムの連結と相互利用のメカニズムを推進する。これは「戸籍・兵役行政」、「土地行政」、「警察治安行政」、「金融」、「貨物通関」等の計画を含む。

9. 識別証明書・カードの一本化計画

サービスカウンターの処理効能を向上させるとともに身分証明書と健康保険カードの偽造や濫用を防ぐために、民間と連携してネットワークにおける個人識別と取引認証機能を増進させる。これをもってネットワーク上において政府と公務を交渉する際の国民の身分証明とし、国民に便利なサービスを着実にし、さらに情報産業の発展に助力を提供し国際競争力を向上させるとともに国民生活の質を増進させる。本計画は、国民身分と健保を一本化した IC カード（「国民カード」という。）を企画している。この企画案は、BOT 方式を採用し民間にその経営を委託する。

第一段階における電子化政府の各位階計画の関連図

インターネット連結電子ゲート下位計画														
情報安全監査下位計画							電子認証制度下位計画							
電子公文書	電子調達	電子人事	電子計画管理	電子政府出版品の流通管理	電子法規	識別証明書・カードの合一下位計画	電子税務	電子就職	電子道路監理	電子公共安全	電子工業・商業	電子保健	電子公共事業サービス	電子環境保護等その他の応用
行政応用サービス下位計画							国民に便利な応用サービス下位計画							
部局に通信箱、情報瞬間流通下位計画							各村にコンピューター各里にネット化下位計画							
電子窓口	電子目録			電子郵送	ファイル伝送		電子新聞	電子民意通信箱						
基幹ネット基礎サービス下位計画														
インターネット基幹ネット下位計画														

成果の検討

電子化・ネット化政府計画は、過去3年間に相当程度の成果をあげている。政府ネット際ネット

トサービスのネットワークの設置、各村に電子計算機、各里にネット化、電子申告納税、電子法規、電子支払い等の多くの項目がその例である。しかし、なお次のような改善すべき項目が多数ある。

1. 識別証明書・カードの一本化が足止めされ、オンライン申請・処理作業の推進に影響を及ぼす。

契約が合意にいたらず、しかもプライバシーの安全性に対する各界の懸念により、同計画は、内政省と衛生省に分けられ執行されている。現在は、原則として身分識別機能をもつ健保 IC カードの設置を衛生省に行わせると計画している。

2. 政府の情報法規はなお検討改正の必要がある。とりわけ電子署名法の立法と施行が最急務である。

電子署名法は、電子化政府がその施行を着実にすることの基本である。さもないと、政府が提供する大多数のインターネット申請処理作業が遂行できないであろう。台湾の電子署名法は、今年5月に立法院の第一読会を通過して現在第二、第三読会手続を進んでいるところである。

3. 政府の情報安全管理は、なお確実なものにする必要がある。
4. 情報組織、要員、経費は改善すべきである。

この問題につき、以下の二つの数値を用いて客観的に比較を行う。

政府の情報運営要員比率 (情報要員/全職員) : アメリカ : 5.40% 台湾 : 3.7% (法務部 : 0.79%)
予算比率 : アメリカ (2.8%) 台湾 (0.45%)

上記の数値から分かるように、台湾における情報の要員と経費の投入は、かなり不足している。

5. 政府機関が提供するインターネット情報内容の深さと広さは強化される必要がある。

今年、台湾政府は、第一段階の施行の成果と欠点を検討した結果に基づいてさらに4月に第二段階の電子化政府推進方案を公表した。その主な内容は、次のとおりである²。

第二段階

根拠 : 2001年4月に行政院が公表した電子化政府推進方案

期間 : 2001年から2004年まで

経費 : 特別予算の編成がない。通常予算手続により各機関によって編成される。

目標 : (1) 流暢かつ安全で信頼のできる情報環境を整備すること

(2) 政府機関と公務職員の全面的なインターネット利用

- (3) 公文書の電子交換の全面实施
- (4) 1,500 項目の政府申請処理サービスのオンライン化
- (5) 戸籍・地籍謄本の全面的免除

計画内容

1. 電子化政府の基礎環境建設の健全化

第二段階の推進計画は、基礎ネットワークの建設について次のような措置をとっている。

- (1) 政府サービスネット (GSN) における基幹ネットシステム・サービスを強化。

現存の政府サービスネット (GSN) のサービスにもとづいて、広幅で安価の非対称デジタル回路 (XDSL) のサービスを提供し、現在ダイヤル接続の利用者を固定接続の利用者に転換させてネットワーク利用の利便性を向上させる。VPN サービスを提供し、各機関の内部 Intranet および業務往復の頻繁な機関間の Extranet の設置に協力する。

- (2) 行政機関の電子認証と安全制度を設立すること。

身分と資格の認証サービスを提供し、情報流通の信頼可能性を確保し、ネットワーク活動の安全性を増進させることを通じて、各種類のネットワーク申請処理業務と機関間の情報交流を促進する。その具体的措置は次のとおりである。

- ① 電子化政府の公共キー基礎 (Public Key Infrastructure) 建設を推進し、政府証書の管理センター (Government Certification Authority, GCA) の運営を維持し、各機関にサーバ器と応用ソフト証書を提供する。

- ② 政府ネットワークの安全防護と通報システムを設置。

政府ネットワークに、ウイルスの防御、主動的探測およびネットワーク救急センターサービスを提供し、ネットワーク問題の緊急通報システムを設置する。

- ③ 各機関の安全監査制度の確立を推進すること。

各機関内部の重要な情報ファイル、設備環境の点検、安全政策の策定を推進する。各機関にネットワーク監査を専任する要員の配置、内部安全監査制度の設置を推進する。行政院の外部監査を行い各機関の長の重視の度合いを高める。

- ④ 各種類のネットワーク証書を取り扱い、情報安全と監査技術の講習と研修会を行う。

(3) 法規と標準規範の研究と定立を推進すること。

各機関の行政情報法規と情報化作業のプロセスに関する研修の推進に協力するとともに関連情報の標準規範の応用を推進し各種の情報法規と標準規範の講習と研修会を行う。

(4) 公務員の電子化教育と訓練を強化し全員に電子計算機ネットワークの応用能力を身につけさせる。

2. 電子化の普及を強化し政府情報の応用レベルを向上させる。

政府業務の電子化の推進は、すでに相当の基礎を築き上げている。しかし、各機関の間における歩調の不一致により、電子化を実施する必要のある業務がなお一部存在している。現行の電子化作業についても、さらにその情報応用のレベルと効果・便益を向上させる必要がある。

(1) 現存の重要な行政情報システムを更新しシステムの機能と効果・便益を向上させる。その項目は、戸籍・兵役行政、土地行政、税務、法務、警察行政、通関、医療等 10 項目を含む。

(2) 新しい重要行政情報システムの増加や発展を整理し業務電子化の格差をなくす。社会保障行政、行政執行、営造物整備、教育管理、全国ファイル情報等の多数の項目を含む。

(3) 国土情報システムの運用と連携して施政企画の応用を発展する。国土情報システムの応用範囲と主務機関は極めて広汎にわたっている。例えば、国土関連の企画、管理、利用、保育、防災等を含む。同システムは内政省の主導によって推進されている。

3. 政府情報流通の共同利用と整合応用 (G to G) を強化すること。

政府は、すでにいくつかの大型行政情報システムを発展している。過去は、専属システムの制約をうけて、システム間の資料の流通、交換、共同利用を行うことが容易でなかった。将来、政府は、最新の情報と通信技術を活用しゲートシステムを設置する。機関間のシステムと機関内部作業の情報流通と共同利用を強化する。ゲートシステムの設置を予定しているのは、戸籍・兵役行政、土地行政、税務、法務、入国管理等 14 の主要政府部門の情報システムである。

4. 政府オンライン・サービスの応用と発展を推進し情報サービス (G to B, C) を普及させる。

どこまでも届くというインターネットの特性は、政府がその情報とサービスを伝達するための絶好の媒体である。したがって、政府は各項目の情報やサービスのオンライン化を優先とし電子商務の発展を充分支援するとともに、ネットワーク上において国民に便利な申請処理サービスを 24 時間体制で提供しなければならない。また、多角的・多ルートの電子化サービスを提供し情

報の応用を普及させ、デジタル化の格差をなくさなければならない。

(1) 企業電子商務に対する政府の応用を推進すること(G to B)。

電子商務の発展の歩調を合わせて、会社登録の申請、税金の申告納付、政府に対する入札と支払いの受け取り、貨物の通関などの企業と政府との関連申請処理事項を優先的に選定し、関連ネットステーションを設置し便利なオンライン申請処理作業を提供する。

(2) 国民に便利な政府のオンライン・サービスを推進し、オンライン申請処理サービスを提供する。

各政府機関における国民に便利な各項目のオンライン・サービスの設置と発展を調和させるとともに、統合型入口ネットステーションを設置し国民にオンライン・サービスを提供し情報化社会を確実なものにする。同時にプロセスの再構築を推進し窓口一本化の便利なサービスを提供する。各政府機関は、毎年少なくとも2項目以上の電子化申請処理サービスを提供するとともに、警察治安行政、戸籍行政の電子申請処理、土地行政の電子申請処理、オンライン申告納税、電子法規、電子公共事業サービス等18項目の国民に便利な申請処理サービスの推進を強化する。

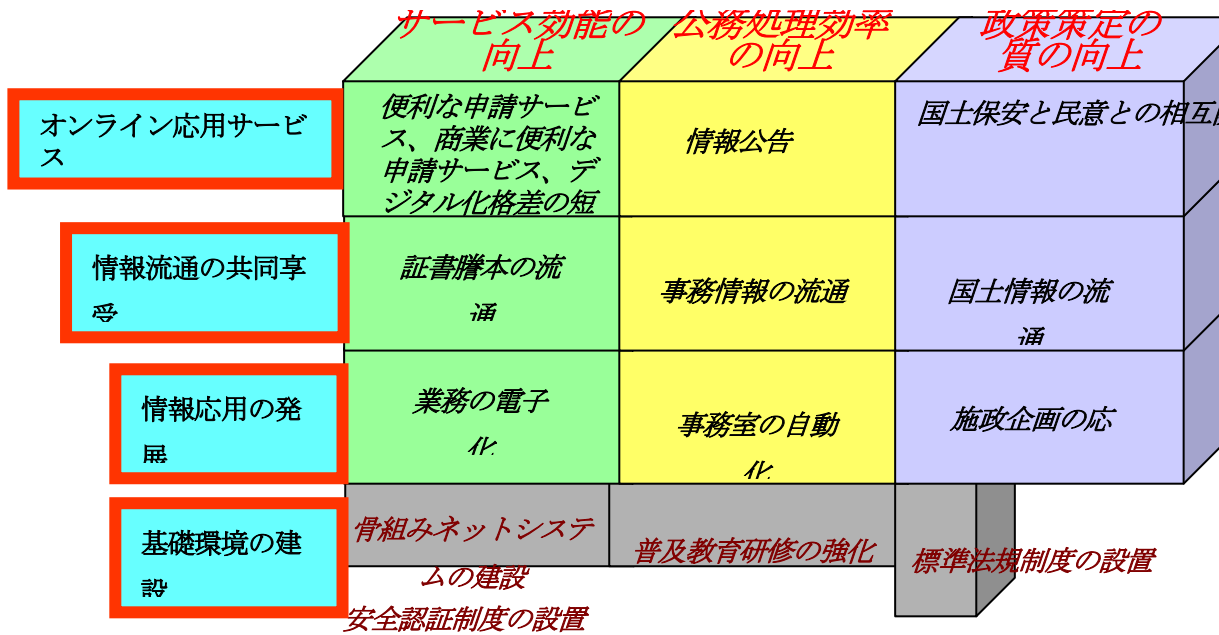
(3) 情報サービスの普及、デジタル化の格差の短縮

インターネットの応用と発展を普及させ、過疎地域の住民と情報力の弱い国民のデジタル化の格差を短縮させる。政府機関のオンライン申請処理サービスの普及の歩調を合わせて、過疎地域の住民と情報力の弱い国民に対するサービスの普及を強化する。

(4) 政府情報のオンライン公開を推進し政府情報公開法を着実にすること。

政府は、情報の最大生産者かつ所有者であり、環境の要請と世界の潮流に適応するためにできる限り自らが保有する各種の情報を公開し各界の利用に供し、または各機関のホームページ上で公開し、ダウンロードサービスを提供する。

第二段階における電子化政府の各下位計画の関連表示図



評価の指標

電子化政府推進方案の執行成果を有効に評価するためには、「機関のネットワーク環境」、「公務員のネットワーク運用能力」および「機関の情報応用」の三つの側面に即して、運用可能で評価可能な10項目の具体的な細目指標を定立する。各項目の指標達成度の評価は、毎年行政院主計処によって実施される「台閩地区電子計算機応用調査」を根拠とする。計算の母数は、行政機関の総数4,400と公務員総数の24万人である。

1. 重要な指標は次のとおりである：

- (1) 電子による公文書の交換の普及率は2001年に100%に達する。
- (2) 行政機関のグローバル情報ネットステーション (Web Site) 設置の普及率は2002年に100%に達する見込み。
- (3) 行政機関の区域ネットワーク (LAN) の設置の普及率は2002年に100%に達する見込み。

- (4) 公務員の電子メール使用の普及率は2003年に100%に達する見込み。
- (5) 政府機関におけるオンライン申請処理の項目は、2003年に1,500項目に達する見込み。

四 電子法規下位計画の内容の簡単な説明

一 「全国法規データベース入口ネットステーション」の設置

(一) 前言

台湾の中央政府と地方政府における各機関の多くは、すでに各自の機関の法律ホームページまたは法規データベースの設置に着手している。しかし、各部門の法規資料が各自独立しているため、専門の法律家さえも最新法規の動態を掌握しにくく一般国民はいうまでもない。行政院は、これを鑑みて電子化・ネット化政府計画に電子法規下位計画を入れるとともに1997年4月に正式に「電子法規」下位計画の任務を法務部に与えた。このような膨大な法規資料の設置と整合の任務を遂行するために法務部は、1997年4月に「全国法規データベース推進委員会」を設置し、同年9月にその運営を発足させた。1998年10月に「全国法規データベース総体企画報告」³をまとめた。その後、21回の会議を経て、2000年12月に国民の権利利益に密接に関連するこの重大な任務を完成した。

(二) 目標

1. 法規データベースの設置を集中させ基本法規の検索に対する一般国民の需要を満足させる。
2. 地方自治法規、行政規則、通達資料の設置を分散させるとともに、本入口ネットステーションに最新情報の貼り付けを要求することにより情報公開の目的を達成させる。
3. 各界に単一の窓口を通じる法機関資料、法規関連ネットステーションの簡単な検索を提供する。
4. 「政府情報公開、民間による付加価値利用」を創出する。
5. 国民サービス専用コーナーを開設し、法律知識、訴訟補佐、公益的法律相談場所等の法律扶助情報を提供する。

(三) システムの範囲

1. 関連公務機構の範囲

本システムに含まれる組織は、中央には国民大会、總統府、行政院、立法院、司法院、考試院、監察院等の一級機構、二級機構の各省庁および三級機構の行政機関（ここでいう一級、二級、三級機構の階級分類は中央政府機関基準法草案による。）、地方には台湾省政府、福建省政府、台北市政府、高雄市政府（直轄市）および各県・市政府を含む。

2. 資料範囲

- (1) 中央法規データベース（憲法、法律、行政命令、大法官解釈、最高裁判所の民・刑事判例、最高行政裁判所判例、条約、協定、台湾海峡兩岸と香港、マカオとの協議等を含む。）。
- (2) 最新の行政規則を3ヶ月間掲載するとともに、各発布機関の法規資料ネットステーションとリンクする。

(四) 資料更新の周期

全国法規データベースの集中設置データベースは、各法規間の関連については利用者が便利に利用できるように、法律専門職員によって法規や法令条文の相互関連性を判定されなければならないため、その法規更新の周期は2週に1回となっている。すべての法規は、遅くとも公布後2週間以内に（関連リンクの設定を含む）データベースの更新を行わなければならない。しかし、中央法規入口ステーションにおける最新情報のコーナーでは、あらゆる中央法規の異動は原則として隔日にこれを検索することができる（最新情報コーナーにおける法規は条文しかなく関連法規との関連リンクの設定がない。）。

行政規則、通達については、中央政府や地方政府の各機関によって各自のネットステーションにて公布されるとともに、本入口ネットステーションに掲載しこれを公告し、当該法規のホームページのアドレスを登載し本システムを通じて自動的にリンクする。

(五) 企画組織

全国法規データベースは、法務省が設置した「全国法規データベース推進委員会」によって企画される。同委員会は、法務省事務次官を召集者、法務省情報処処長を幹事長とし、司法院、

立法院、行政院、研究考査委員会、内政省、経済省、財政省等法規の制定や使用の主な部門の代表、および学者代表1名からなっている。構成員は計14名である。同委員会のもとでは、任務グループを設置し幹事長をその召集者とする。任務グループは、委員会によって与えられた事項推進する責任を負うとともに委員会のスタッフの任務を担当する。

推進委員会は、1997年6月から運営を開始し、2001年3月に約4年間の任務を終了した。全国法規データベースは、2001年4月から正式に運営を発足した。

(六) システム機能の概要

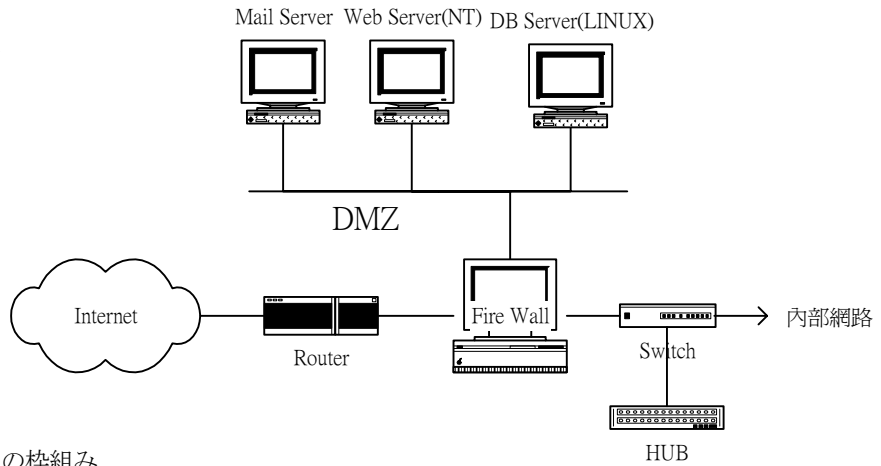
本システムは、次の主な検索機能を提供する。

1. 最新情報——最新かつ完全に公布された即時の法規資料を提供する。この最新情報は、中央法規、行政規則、通達等の最新情報、最新情報の内容の全文検索も提供する。
2. 法規の類別によって検索を行う——伝統的な人工閲覧に類似する検索目録による法文検索と法規検索を提供。
3. 全文検索方式（完全照合、曖昧照合またはAND、OR、NOT方式）により法規および関連法規を検索する。
4. 国民に対するサービスの専用コーナー——豊富な訴訟補佐情報（訴訟書類の用紙、記入範例、進行手続等を含む）、法律知識情報、各司法、検察、調査機関のネットステーションとアドレス、連絡電話、E-mail および公益的法律扶助団体（大学の法律相談所、弁護士会等）の情報を提供する。
5. 電子新聞——主動的に公布された最新の法律、命令、行政規則、通達等の情報を定期的に購読者に提供する。この機能は、法務職員またはその他の専門職業の者にとっては最新情報の取得に十分に便利で有効な道具になるであろう。
6. 関連法規とのリンク——検索した法令条文は、もしデータベースの中の関連法規と関連性を有する場合に、画面の下方の「関連法規」に「~」の標識を示しクリックしたら関連法規を検索することができる。関連法規の外に、画面の下方には「範例」と「司法解釈」の選択項目がある。当該法令条文に関連の範例や大法官解釈がある場合に、上述の二項目に「~」が示される。さらに関連資料を検索できる。例えば、所得税法第8条の場合、同条には同時に関連の法

規、判例および司法解釈があることがわかる。その関連法令条文として、民法第 25 条、第 241 条、会社法第 14 条、第 232 条等がある。また、最高裁判所 58 年判字第 248 号と判字第 264 号判例および大法官解釈積字第 506 号と積字第 508 号がある。

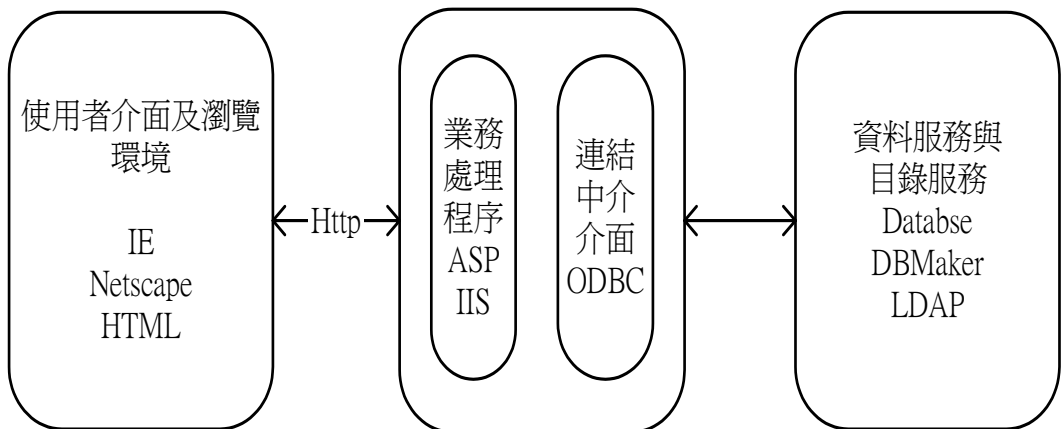
(七) システム構造

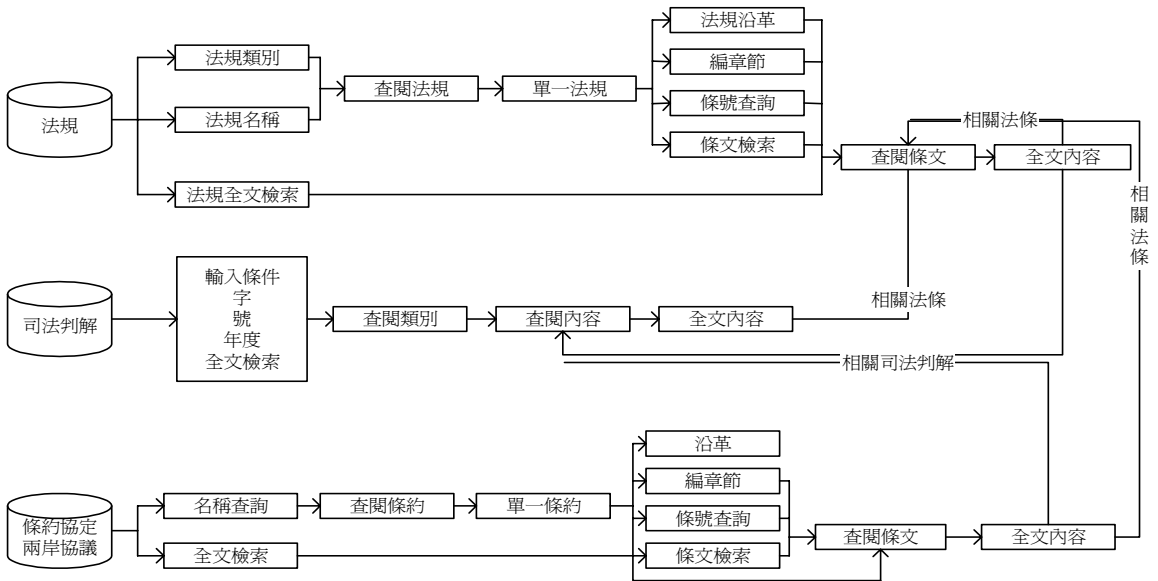
1. 設備構造図



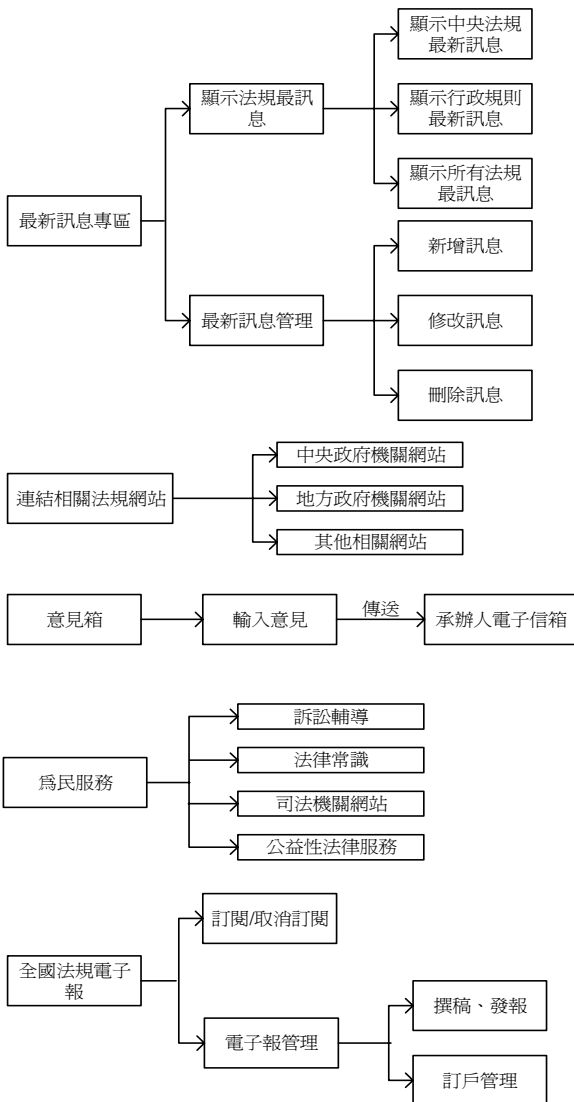
2. 応用ソフトの枠組み

1. 作業システム : Web Server : NT/IIS DB Server : LINUX
2. データベース管理システム : DB Maker
3. AP 開発言語 : VB





(三) 應用軟體架構



五 配合の法規と運営維持監査制度

(一) 配合の法規

現在、法規全文検索の検索エンジンは十分に成熟している。検索のスピードも受け入れられる範囲内である。したがって、全国法規データベースは情報検索の技術の面では特別なところがない。しかし、司法院、立法院の法規データベースや民間の法規情報業者との最大の相違は、全国法規データベースは、行政システムの内部の力で各政府部門に全国法規データベース推進委員会によって定立され行政院によって査定され公布された「全国法規電子計算機処理作業規範」の法規項目、情報様式、通報期限により、法規上法の通報を要求し、法規資料の完全性と即時性を確保することができるという点にある。

全国法規遠視計算機処理作業規範の主な内容は、以下の通りである。

- (1) 中央法規の通報作業
- (2) 行政規則（と通達）の通報作業
- (3) 条約、協定、(台湾海峡) 兩岸関係、司法判例、解釈の通報作業
- (4) ネットステーション、アドレスの通報作業
- (5) 各機構の法規の定立と通報の考査作業

(二) 運営維持と監査制度

全国法規データベース推進委員会は、全国法規データベース入口ネットステーションが正式に運営されて以降、すでにその任務を達成し運営を終えた。その後続の任務は、「法務部全国法規データベース任務グループ」の責務になっている。同任務グループは、法規通報資料の収集、管理および法規データベース入口ネットステーションの機能の増進と改正などの運営維持事項の任務を担当している。法規資料を収集した後、專業法規の下請業者にデータベースへの組み入れと法規間の関連リンクの設定を委託する。

任務グループのもう一つの重要な仕事は、各政府機関が作業規範に従って通報作業を遂行しているか否かに対する監査を行う。任務グループは、各機関が現に発行している公報および行政院法規委員会に通報された各統計資料に基づきその通報作業が着実にされているのかを監査し、監

査結果に基づき監査を受ける機関に対する奨励や懲戒を行政院に勧告する権限をもっている。これをもって、各政府機関に確実に情報公開の義務履行を促進する。

六 全国法規データベースの位置付けと特色

全国法規データベースの位置付けを考える場合に、次の二つの大きな争論が生じる。

(一) 価値の対立と衡量—民間行政の生存空間を配慮すべきか

全国法規データベースは、もともと中央法規のほかには行政規則と行政通達をもその資料範囲にいれ、すべての行政規則や通達に関連法規との関連リンクも設定し、同データベースを同時に専門利用者と非専門の一般国民の需要に満足させようと企画した。しかし、この構想は、実現されたら、民間業者が付加価値を加える空間を失い全部市場から退出させられるおそれがあることから、民間（法規検索）業者に強く反対された。結局は、政府が単にネットステーションで法規資料を公布し法規に対する付加価値の運用を民間業者の収集と提供および費用徴収に任せるアメリカのやり方を参照した。LEXIS と WESTLAW の 2 社は、この産業の代表者である。アメリカの弁護士事務所の多くは、この 2 社の専門情報サービスを利用している。それゆえに、当該計画草案が推進委員会から行政院に上申されたときに、行政院の完全な支持をえなかった。全体の産業発展の需要の考慮に基づく必要があることから法務省による適切な修正が求められた。推進委員会は、行政院の意見に基づき慎重に検討・修正を加え、改めてこのデータベースの役割を入口ネットステーションの形態として位置付けるとともに、「政府による公開、民間による付加価値」という原則を確立した上で、全国法規データベースの資料収集とシステムの設置を行った。全国法規データベースは、もともとの完全集中設置を採用し利用者に一箇所での完全な購入を提供する最初の設計から部分集中（中央法規、条約、協定、大法官解釈等）と部分分散（行政規則、通達、地方自治法規）の方式に修正されるとともに、ネットステーションの名称も「全国法規データベース」から「全国法規データベース入口ネットステーション」に変えられた。

(二) 法規ネットステーションを利用する国民に対する費用徴収は適切であるか否か

「利用者負担」の方式でこのネットステーションの運営を賄う同時に、BOT方式で民間と提携し政府から業者に最新でもっとも完全な資料を提供し、業者がネットステーションの設置の任務を担当し国民に合理的な費用を徴収するとともに政府各部門に無料の利用を提供する。こうして、政府は、膨大な資源の投入を行わなくてもネットステーションを設置することができ、情報公開と国民に便利なサービスの目標を達成することができる。これは、本ネットステーションの企画方針の一つでもあったが、次の考慮により無料方式で提供することになっている。

1. 民間との利潤競争の疑いを回避すること——政府が優越な地位を取得し最新の法規資料で民間業者と競争するのは不公平であるとともに民間業者の育成の本意を失うことになる。
2. 本入口ネットステーションは、同時に国民に対する法律教育の補佐を目的としているから、もし費用徴収を採用したら専門利用者しか利用しないことになりかねない。この二つの事項を考慮した上で、全国法規データベースの位置付けについて一致した見解が次のような帰結にいたった。
 - (1) 入口ネットステーションの（完全な付加価値を行わない。）形態をとること。
 - (2) 一般国民、政府および民間専門利用者の需要に対するサービスを同時に考慮すること（民間の一般ネットステーションに比較的に欠乏している法律扶助関連情報を入れる。）。
 - (3) 政府の各法規資料を公布する政府側の単一の窓口（これは民間業者によって取って代わられにくい機能である。）とすること。
 - (4) 法治教育の補佐道具（学校教育と連携する。）とすること。

七 全国法規データベース入口ネットステーションの普及促進

本入口ネットステーションは、すでに多くの政府資源を投入した以上、如何にして資料更新の機能の有効な運用を確保するか、一般国民に基本的な法律情報を得た上で実際の需要に照らして弁護士の協力を求めるように、このネットステーションをうまく利用させるかが問題となってくる。この二つは、明らかにネットステーションの設置後ただちに自然かつ順調に達成できること

ではない。したがって、このネットステーションの効果を有効に発揮させるためには、普及推進活動が必要である。われわれは、異なる利用対象に対して次の推進計画を用意している。

(一) 一般国民（非専門利用者）

全国法規データベース入口ネットステーションは、電子化政府の一環である以上、そのサービスの対象は、専門法規の利用者のほかにさらに法律に対する一般国民のアクセスの道およびその利用可能性をより重視しなければならない。この目標を着実にするために、推進委員会は、全国の高校、高等職業学校の公民教育（または法律教育関連領域の）教員に対する教育研修を行い、シード教師を養成し全国の高校生の教育を担当させることを決めた。法務省と教育省との協調を通じて、このネットステーションの利用を学校の公民教育授業に組み入れる（約3時間）とともに、中間や期末の評価に入れることを通じて授業の効果を着実にする。この目標を達成するために、われわれは、現在全国で30回の教育研修を行っているところである。1,200名のシード教師の養成を予定しているとともに、講義のための事案CD-ROMを製作し学校の教員に提供し、もって法律の人材がなお不足している高校の授業に役立つようにする。

高校、高等職業学校を対象にするのは、この年齢層の学生がネットワークに対する受け入れの度合いが高く、法律の概念に対しても一定の認識を有し、国民の利用に供するために政府がこの法規検索道具を提供していることをこの年齢層に知らせることはより大きな成果をあげることができるかと判断されたからである。しかも、高校、高等職業学校はほぼすべての国民が経る教育の課程であるので、すべての国民がこの訓練を受ければ、このネットステーションに対する認識とその利用率が相対的に高くなり、法律教育の補佐という目標も達成できるようになるであろう。

(二) 政府部門の資料通報者

われわれは、中央各省庁に所属する一級機関のために資料通報教育研修（一人から二人）を行っている。

(三) 政府と民間の専門利用者

これらの使用者は、政府各機関における法務職員、民間弁護士、司法書士等を含む。これらの

使用者は、比較的の高い法律知識、自力で資料を調べる能力を備える者であり、ネットステーションの所在を知れば、訓練がなくても自力で利用することができる。これらの利用者に対する普及活動は、単にマスコミで宣伝すればよいと思われる。

八 将来の展望と挑戦

全国法規データベース入口ネットステーションは、その推進のプロセスと正式運営後、多くの使用者の肯定的な評価と助言を受けた。これらの助言を本入口ネットステーションの後続機能の更なる発展に組み入れる予定である。

(一) 法規草案の情報公開の集中的貼り付け——法規草案の公告コーナーの増設

行政手続法第154条の規定は、「行政機関が法規命令を定立する際に、急迫な事情により明らかに事前に公告し周知することができない場合を除き、政府の公報または新聞紙において公告する…とともに適切な方法で公告の内容を広く周知することができる」と規定している。この規定によれば、各政府機関はもし当該機関の公報および自分のネットステーションでの公布のほか、さらに正式法規の通報方式にならってその法規草案の最新情報を本ネットステーションに貼り付けるとともに当該政府機関のネットステーションの法規草案の所在のホームページと連結するとすれば、法規の予告と広汎な民意聴取の効果は、いっそう立法の趣旨に合致するようになる。ただし、これは、2001年3月13日に公布された「全国法規電子計算機処理作業規範」の改正にこの方法を編入しその執行の根拠とする必要がある。さもなければ、単に行政通達で各省庁を強調した上で行うことしかできない。

(二) 通常用語による法規データベースの検索機能を提供する——同義語データの設置

法律専門用語に対する一般国民の認識が限られているから、直接に通常用語でキーワードで法規データベースを検索する場合、通常は、満足できる結果をえることができない。したがって、全国法規データベース任務グループは、通常用語と法律用語の対照同義語のデータベースを設置

し、非専門の一般利用者にデータベースの検索に先立ってこの機能でその期待に合致または類似する法律用語を検索してから、当該法律用語でデータベースの検索を行うことを通じて、検索の満足度を高めると考えている。

通常用語は、かなり広汎にわたっているため、完全な設置には困難がある。しかし、まず、常用の通常用語から先に設置し利用者に近似の法律用語の検索を導引するのめかなり意義があると思われる。したがって、任務グループは、学者と関連業者の参与を求めこの企画に着手しようとしているところである。

全国法規データベースが直面している最大の問題は、データベースにおける更新制度の順調な運営を如何にして維持するかとともに、法律に対する一般国民の隔たりの影響を低減する機能を如何にして発揮させるかである。現在、全国法規データベースの運営が発足したばかりであり、これらの問題が解決されるか否かは、任務グループの決心と気力による漸進的達成に頼ることになろう。

註

-
- ¹ 行政院研究發展考核委員会「電子化・網路化政府中程（87～89年度）推動計画」（民国86年11月）
 - ² 行政院研究發展考核委員会「電子化政府推動方案（90～93年度）」（民国90年3月）
 - ³ 法務部と植根有限公司「全国法規資料庫整体規劃報告」（民国87年10月）

Summary

The Practice and Future of E-Government Plan in R.O.C (Taiwan)

Chian-Hsi Chen

1 Circumstances for the Promotion of E-Government in R.O.C (Taiwan)

Currently, Europe, the U.S, and Japan, the so-called major countries, are one after another, constructing “Electronic” Government, as well as promoting “National Information Infrastructure (NII)” to enhance their international competitiveness. To deal with this situation, at the 2048th meeting of the Executive Yuan Committee, the Executive Yuan of the R.O.C (Taiwan) voted for the policy of “Electronic Web-oriented Government” and has been taking steps towards constructing the Electronic Web-oriented Government. On 20 November 1997, the R.O.C (Taiwan) government officially enacted “the Medium Term Promotion Plan for Electronic Web-oriented Government”. The plan has already been implemented for three years, from 1998 to 2000. This year, after considering past results and problems, the Taiwanese government is now trying to implement the second phase of the plan and lay the foundation for Electronic Web-oriented Government through the use of information.

2 Status of the Promotion of E-Government in Western countries

The nations of the European Union (including England) and Singapore announced the implementation of electronic Government by mid-2000 as a political target. Gradually, a global Electronic Government Framework is developing.

3 E-Government in R.O.C (Taiwan)

The first phase of E-Government is “the Medium Term Promotion Plan for Electronic Web-oriented Government”, enacted in November 1997. The aims are, firstly, to construct a basic network for electronic web-oriented government, and secondly, to arrange governmental information, rationalize the distribution of information, expand service areas and provide all services in one place. The second phase is “The Electronic Government Promotion Act”, enacted by the Executive Yuan in April 2001, with the aim of developing a safe and reliable information environment.

4 Brief Instruction about the Content of a Sub-plan on Electronic Legal Rules –The Establishment of “the Network Station Gateway for the National Legal Rules Database”

The national government and many local governments in Taiwan have already started to establish their own legal web sites and databases. However, legal materials in each section are so isolated from one other that even legal experts, let alone the general public, have difficulty with access. As a result, the Executive Yuan made a Sub-plan on Electronic Legal Rules in the Electronic Web-oriented Government Plan and appointed the Ministry of Justice with the mission of implementing this plan. The purpose of this was to create a legal database and satisfy the nation’s demand for retrieving basic legal documents.

5 Compound Legal Rules and the Auditing System for Maintaining Operation

The function of the National Legal Rules Database is to transmit information such as laws, administrative rules (including circulars), treaties, agreements, and precedents. When the Network Station Gateway for the National Legal Rules Database officially began, the promoting committee of the National Legal Rules Database accomplished its mission and ended its operation. The successive mission was passed on to the section in charge of the National Legal Rules Database in the Ministry of Justice, and involved collecting and managing legal materials and enhancing and altering the Network Station Gateway for the National Legal Rules Database.

6 Characteristics of the National Legal Rules Database

The challenges in operating such a system are, firstly, whether the operation damages private entrepreneurs, and secondly, whether the collection of fees from the nation is appropriate. In Taiwan, the American model is being adopted.

7 Promotion of the Network Station Gateway for the National Legal Database

Ensuring effective and proper updates also presents a challenge because a large amount of government capital has already been invested in the system. To make this system work effectively, promotional activities are required.

8 The Prospects and Challenges in the Future

The Network Station Gateway for the National Legal Database received positive evaluation and advice from many users after its promotion and official introduction. Such advice will be utilized to develop and improve the network.